



JAPAN LEGAL UPDATE

Tax ドイツとの新租税協定の概要について

今般、日本とドイツとの間で締結された新たな租税協定（「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」。以下「新租税協定」といいます。）の発効のために必要な手続きが完了し、新租税協定は平成28年10月28日に発効しました。具体的な適用は、平成29年1月1日以後に開始する各課税年度の租税（課税期間に基づく租税の場合）又は同日以後に課される租税（課税年度に基づかない租税の場合）からになります。

新租税協定は、現行の租税協定（以下「旧租税協定」といいます。）を大幅に改正するものです。その内容については [2015年12月・2016年1月合併号](#) でも簡単に紹介しましたが、本稿でその概要を改めて説明します。

1. 事業利得に対する課税に関する新たな規定の導入

外国法人の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税について、恒久的施設に帰属する利得の算定において独立企業原則をより厳格に適用し、本支店間の内部取引を原則として認識することとなりました（第7条）。

2. 源泉地国課税の減免の拡充

投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税の減免が拡充されました。

より具体的には、①配当については、旧租税協定の下では、一定の関連会社間で支払われる配当については配当額の10%、それ以外の場合は同15%の源泉地国

課税の対象となっていました。新租税協定の下では、(ア) 当該配当の受益者が、支払法人の議決権ある株式の25%以上を直接に18カ月以上保有する場合は免税、(イ) 同10%以上を直接に6カ月以上保有する場合は配当額の5%、(ウ) それ以外の場合は同15%の源泉地国課税の対象となりました（第10条）。

さらに、②利子及び使用料については、旧租税協定の下ではいずれも原則として10%の源泉地国課税の対象となりましたが、新租税協定ではいずれも免税となりました（第11条及び第12条）。

但し、上記①②のいずれの場合も、後述する特典制限条項の要件充足が前提となります。また、一定の手続を行うことが減免の適用要件とされています（第27条）。

3. 特典制限条項の導入

新租税協定では、協定に基づく特典を享受できるのは、特定の適格者に該当する場合か、一定の代替的要件を客観的に充足する場合に限定されています。また、上記にかかわらず、全ての関連事情及び状況を考慮し、新租税協定の特典を受けることが関連取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合、原則として協定上の特典は否定されることとなります（第21条）。

* * *

このように、新租税協定は、旧租税協定上の税務の取扱いを大きく変更するものであり、ドイツに親会社、子会社又は支店を有する日本法人や、ドイツに取引先を持つ日本法人は、今後の取引を行う際に留意が必要です。

Labor 過重労働による従業員のうち病発症について、会社の安全配慮義務違反を認めた東京高裁の判決 平成28年8月31日、うつ病による休職中に解雇を通知された従業員が、過重労働によってうつ病が発症し、増悪したとして、安全配慮義務違反を理由に会社に損害賠償を求めていた事件の差戻審において、東京高等裁判所は、原告に対して業務の量を減らす等の配慮を会社が怠ったとして差戻前の判決が支払いを命じた額の倍以上である約6000万円の支払いを命じる判決をしました。東京高等裁判所は、平成23年2月23日の当初の判決においては、原告が神経科への通院等のメンタルヘルスに関する情報を申告しなかったことを理由に賠償額を認定した損害額から2割減額していましたが、平成26年3月24日、最高裁判所は、そのような理由で賠償額を減額すべきでないとし、賠償額に関する東京高等裁判所の判決部分を破棄して、この点についてさらに審理させるために同裁判所に事件を差し戻す判決をしていました。一連の判決は、会社側としては過重労働に注意を払う必要があることを示すとともに、うつ病の従業員に対して会社側に高度の安全配慮義務が課され得ることを示す事例として注目されます。

Disputes 裁判所を通じた債務者口座情報特定制度の新設へ 平成28年9月12日、法務大臣は、法制審議会に対して、裁判所を通じて金融機関に対して債務者の口座情報を回答させる制度の新設を含めた民事執行法の改正を諮問しました。現行の制度では金融機関から債務者の預貯金口座の情報を強制的に入手できる方法はなく、また、預貯金に対する差押えを行うには、最低限、金融機関名および支店名を特定する必要があるため、債務名義を得ても執行が容易な預貯金に対する差押えが事実上困難な状況にあります。上記制度が新設されれば、債務者の預貯金に対する債権執行が容易になることが期待されるため、今後の審議の行方が注目されます。

Corp. 日本版クラスアクション制度の施行 平成28年10月1日、いわゆる「日本版クラスアクション制度」を導入する「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が施行されました。同法の詳細については、[2015年12月・2016年1月合併号](#)をご参照下さい。